

改正後	改正前	備考
第2 不開示情報 1 ～ 4 (略) 5 法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め] (略) [法令の解釈] 5-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 (1) ～ (4) (略) (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、<u>拘禁刑</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。 5-2 ～ 5-5 (略) 6 ・ 7 (略)	第2 不開示情報 1 ～ 4 (略) 5 法第78条第1項第5号(公共の安全等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め] (略) [法令の解釈] 5-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 (1) ～ (4) (略) (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、<u>懲役</u>、<u>禁錮</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。 5-2 ～ 5-5 (略) 6 ・ 7 (略)	刑法改正に伴う用語の整理